

「ハイブリッド戦争」の理論と実践

——ロシアのクリミア併合（二〇一四年）を手がかりに——

志 田 淳 二 郎

はじめに

一 先行研究

二 「ハイブリッド戦争」は新しい概念か？

三 「ゲラシモフ・ドクトリン」とは何か？

四 「ハイブリッド戦争」の実践

(一) ウクライナ政変前史

(二) クリミア併合までの経過、二〇一三年秋～二〇一四年三月

五 「ハイブリッド戦争」の暫定的対抗策——バルト三国の場合

おわりに

はじめに

二〇一四年三月、ウクライナから分離・独立したクリミアが「クリミア自治共和国」としてロシアに編入されることが決まった。

「ハイブリッド戦争」の理論と実践（志田）

その余波はウクライナ全土に広がり、二〇一七年四月に独立を宣言した「ドネツク人民共和国」は二〇一七年七月、首都をドネツクとする新国家「小ロシア」建国を宣言した。現在、ウクライナは国連憲章の定める領土保全原則が揺らぐ危機下にある。ヨーロッパ外交評議会 (European Council on Foreign Relations) は、ウクライナ危機を国際秩序への脅威、ヨーロッパの結束を動揺させるものとする論考を相次いで発表した⁽¹⁾。二〇一四年に発生したウクライナ危機は、ロシアが今後もヨーロッパの現状に挑戦する行動を取るのではないかとする強い警戒心を周辺諸国に惹起させただけでなく、安全保障の新たな課題を各国政府・軍部・学術機関に投げかけた。それは、ウクライナからの分離・独立の一ヵ月前の二〇一四年二月下旬、クリミア半島に出現した謎の武装集団 (リトル・グリーン・メン) がウクライナ地方政府庁舎・議会・軍施設を次々と占拠し、クリミア半島をウクライナから物理的に分離させることに成功したロシアの「ハイブリッド戦争 (hybrid warfare)」である。

二〇一四年のウクライナ危機を受け、隣国ポーランド国防省は「特定国家の政府が目的達成のため、巧みに非国家主体をますます利用する」ような「非正規戦争 (irregular warfare)」が高まりつつあることを指摘している⁽²⁾。バルト三国 (エストニア、ラトビア、リトアニア) が一九九九年に共同設立したバルト国防大学の機関紙 *Journal on Baltic Security* 最新号には、「ハイブリッド戦争」の国際法上の位置づけに関する研究論文が掲載されている⁽³⁾。二〇一七年秋には、フィンランドの首都ヘルシンキに「ハイブリッド戦争」に対する NATO (North Atlantic Treaty Organization: 北大西洋条約機構)・EU (European Union: ヨーロッパ連合) 間の協力を促進させる研究機関 Hybrid CoE (The European Centre of Excellence for Countering Hybrid Threats) が創設された⁽⁴⁾。

日本では「ハイブリッド戦争」の要素の一つである「サイバー戦争」に関する研究が政府・企業・学術の連携の下で整備されつつあり、日本政府としては二〇一五年九月に閣議決定された「サイバーセキュリティ戦略」に基づき、サイバー分野の国際協力を目指すサイバー外交が進められている⁽⁵⁾。二〇一五年の平和安全法制に盛り込まれた「グレイゾーン事態」は本質的には「ハイブリッド戦争」に類する事態と解することができる⁽⁶⁾。だが、邦語で読める「ハイブリッド戦争」の概要を伝える学術研究は非常に乏し

い。⁽⁷⁾そこで本稿では、「ハイブリッド戦争」とはいかなるものなのか、その理論をクリミア半島におけるロシアの実践を基に整理したい。

第一節では、「ハイブリッド戦争」をめぐる欧米での先行研究を紹介する。第二節では、「ハイブリッド戦争」は新しい概念か否かを議論する。第三節では、ロシアの「ゲラシモフ・ドクトリン」の内容を紹介し、ロシア軍の「ハイブリッド戦争」の理論を確認する。続く第四節では、クリミア併合に際し、どのように「ハイブリッド戦争」が実践されたかを描写する。そして、第五節では、バルト三国が進める「ハイブリッド戦争」の暫定的対抗策を紹介する。「おわりに」では、本稿のまとめと今後の課題を提示したい。

一 先行研究

二〇一四年のロシアのクリミア併合の直後から、「ハイブリッド戦争」に関する学術研究は欧米で急速に進んだ。安全保障研究の領域では、後述するロシアの「ゲラシモフ・ドクトリン」を紹介する論文が相次いで発表された。⁽⁸⁾ロシアの「ハイブリッド戦争」は国際安全保障の実務にとっても強い衝撃を与えるものであったため、「ハイブリッド戦争」がバルト三国や海洋安全保障に与えるインプリケーションについて考察する論考も相次いで発表された。⁽⁹⁾これらの研究はNATOに対する政策提言の性格が強いものとなっている。

国際法の視点からの研究も進んでいる。これらの研究の関心は、「ハイブリッド戦争」は国連憲章上の武力行使の禁止に該当するか否か」に注がれている。これについて、Bilkova (2015) は、クリミア併合の際のロシアの「ハイブリッド戦争」は、国連憲章が禁止している武力行使および武力による威嚇に該当すると結論付けている。⁽¹⁰⁾ *Journal on Baltic Security* 誌上で Nader (2017) は、「ハイブリッド戦争」に対抗するためには、武力による威嚇の状況が蓄積されている状況下に限り (accumulation of events) 自

衛権を行使できると主張している⁽¹¹⁾。Nader (2017) は、これを自衛権行使の *pinpricks doctrine* と名付け、特定の状況下での NATO 加盟国にへのロシアの「ハイブリッド戦争」に対しては、集団的自衛権行使を容認するよう NATO に提言している。

ところで、自国に対する他国からの武力行使を未然に防ぐ方策として、抑止（理論）があるが、「既存の抑止理論（拒否的抑止／懲罰的抑止）に基づいて、「ハイブリッド戦争」に対処可能かどうか」が国際安全保障の理論的関心事項となっている。これについて Takacs (2017) は「レジリエンス抑止 (deterrence by resilience)」という概念を打ち出した。同概念は、サイバーネットワークワークなどの重要インフラ強化、エネルギー供給源の多様化（例えば、ロシアへのエネルギー依存度の低下）、虚偽情報（ディスインフォメーション）の拡散に迅速かつ効果的に対処する戦略的コミュニケーション機能の拡充などを想定している⁽¹²⁾。同概念は、攻撃側に「ハイブリッド戦争」を仕掛けても得られる利益は少ないと認識させ、攻撃の誘因を低下させるという点において、伝統的な「拒否的抑止」にカテゴライズすることが可能かもしれない。抑止機能を担保する実体を、軍事力ではなく社会全体のレジリエンスとした点において、「レジリエンス抑止」は画期的な概念と言えよう。近年、NATO 加盟国のみならず日本においても、「ハイブリッド戦争」や「グレイゾーン事態」についての実務的関心は高まりつつある。とすれば、「ハイブリッド戦争」の学術研究の蓄積そのものも「ハイブリッド戦争」に対する国家の「レジリエンス抑止」の能力を高めることに直接つながることに違いない。

二 「ハイブリッド戦争」は新しい概念か？

二〇一四年のロシアのクリミア併合以降、「ハイブリッド戦争 (hybrid war / hybrid warfare)」という用語が NATO をして EU 加盟国政府および学術研究の場で頻繁に使用されるようになったが、実際のところ、「ハイブリッド戦争」の明確な定義は存在していない。本節では、同概念の定義について考察を試みよう。

指摘するまでもなく、「戦争」それ自体は「ハイブリッド性 (hybridity)」を内包している。例えば、戦争論の古典的名著 *The*

Art of War)の中で、孫子は武力衝突のみを「戦争」と捉えず、「兵は詭道なり」と説いた。また、孫子は「実際に戦わずに、敵を屈服させるのが最善の策」とまで説いた。⁽¹³⁾ カール・フォン・クラウゼヴィッツ (Carl von Clausewitz) も「対立する国家人民がかかわる政治・社会・軍事的現象」と「戦争」を捉えている。⁽¹⁴⁾

歴史を振り返ってみても、「戦争」には「ハイブリッド性」が備わっていることがうかがえる。例えば、総力戦としての第一次世界大戦以降、各国政府は「前線」での正規軍同士の戦闘のみならず、「銃後」の重要インフラを物理的に防衛し、資源を確実なルートで調達し、これを維持することへの対応に迫られた。敵国からの政治宣伝(プロパガンダ)による世論戦・心理戦に備え、自国民の士気を低下させないことにも神経を失らせざるを得なくなった。第二次世界大戦後の冷戦期のヴェトナム戦争やソ連のアフガニスタン侵攻にも、戦争の「ハイブリッド性」が看取できる。米軍は南ヴェトナム解放民族戦線(ヴェトコン)と、ソ連軍はムジャヒディーン (Mujahidin) という武装ゲリラとの戦闘を余儀なくされた。両者は非国家主体かつ非正規軍である。冷戦後のアフガニスタン戦争およびイラク戦争における米軍とタリバン (Taliban) やアルカイダ (Al-Qaeda) との戦闘、第二次レバノン戦争でのイスラエル軍とヒズボラー (Hezbollah) の戦闘にも、非対称かつ非正規の戦争様態が看取できる。⁽¹⁵⁾

質量ともに圧倒的優位に立つ米軍が非国家主体との戦争に苦しめられるというイラク戦争後の現実に対応すべく、二〇〇〇年代後半から米軍内部で「ハイブリッド戦争」なる用語が使用され始めた。米海兵隊に勤続したフランク・ホフマン (Frank G. Hoffman) は「ハイブリッド戦争」を国家・非国家主体双方がかかわるものであり、その範囲は、「通常能力、非正規戦術形態、無差別暴力や強制を含むテロリスト、犯罪、秩序攪乱行為など様々な形態に及ぶ」と定義した。⁽¹⁶⁾ 二〇〇〇年代後半までは、武装ゲリラやテロリスト集団などの非国家主体が、あくまでも「ハイブリッド戦争」の主体と想定されていたくらいであった。

だが二〇一四年のロシアのクリミア併合は状況を一変させた。というのも、「ハイブリッド戦争」は軍事的・経済的に強力な国家主体が遂行する可能性を国際社会に知らしめたからである。こうした状況に鑑み、欧州委員会 (European Commission) は「ハイブリッド戦争」を、「宣戦布告がなされる戦争の敷居よりも低い状態で、国家または非国家主体が特定の目標を達成するために、

調整のとれた形態での、強制・破壊活動、伝統的手法あるいは外交・軍事・経済・技術などの非伝統的手法の混合」とする定義を打ち出した。⁽¹⁷⁾より限定的な定義として、アメリカのランド研究所は、「ハイブリッド戦争」を「対象国の国内政治に影響を与えるために、通常戦力あるいは核戦力に支援された上で行われる秘密または拒絶活動」としている。⁽¹⁸⁾これら米欧での用語の定式化は次の点で意義深い。第一に、「ハイブリッド」を字義通り、「多くの要素が複雑に入り組んだ状態」と捉え、欧州委員会は「戦争」の主体や手法の「ハイブリッド性」を説明している。第二に、ランド研究所の定義は、軍事的・経済的に強力な国家主体が発動する「ハイブリッド戦争」に対処する困難さを暗示している。というのも、強力な国家主体は、非正規軍を支援すべく通常戦力をも使用する恐れもあり、さらには攻撃対象国の同盟国・友好国からの反撃を抑止するために核戦力をも展開することも理論的には考えられるからである。⁽¹⁹⁾

まとめると、大規模な通常戦力と核戦力を持つロシアのような軍事大国が非国家主体とともに「ハイブリッド戦争」を遂行し、国連憲章の定める他国の領土一体性や政治的独立を侵害することは、武装ゲリラ掃討作戦や「テロとの戦い」とは根本的に性質が異なると言える。以上を踏まえれば、メアリー・カルドー (Mary Kaldor) が「国家／非国家、公的／私的、対外／対内、経済／政治、さらには有事／平時の区別が意味をなさなくなる」とした「新しい戦争」と「ハイブリッド戦争」を捉えることが妥当ではあるまいか。したがって、すべての「戦争」は「ハイブリッド性」を内包しているという主張を解しつつも、⁽²⁰⁾以下、「ハイブリッド戦争」を「新しい戦争」と捉え、考察を進めたい。

三 「ゲラシモフ・ドクトリン」とは何か？

二〇一三年初頭、*Voenna-PromyshlenniiKurier*誌上で、ロシア軍参謀総長のヴァレリー・ゲラシモフ (Valery Gerasimov) は次のように語った。

「戦争のルール」は変わった。政治的・戦略的目標を達成させるための、非軍事的手段の担う役割は増加しつつあり、多くの場合、効率の面においては、軍隊の持つ兵器のパワーを上回ってさえもいる。(中略) 戦争手法は、住民の抗議ポテンシャルに応じて適用される政治、経済、情報、人道、その他の非軍事的手段の方向に変化しつつある。(中略)

二一世紀においては、平時と有事の間の多様な摩擦の傾向が続いている。戦争はもはや宣言されるものではなく、我々に馴染んだ形式の枠外で始まり、進行するものである。(中略) いわゆる「色の革命」に関連するものを含めた紛争の経験は、まったく何の波乱もない国家が数カ月、場合によっては数日で熾烈な武力衝突の舞台に投げ込まれ、外国勢力の介入の犠牲となり、混乱、人道危機、内戦を背負わされることになるのである。(中略)

もちろん、「アラブの春」は戦争ではなく、したがって、我々軍人が研究しなくてもよいと言うのは簡単である。だが、もしかすると、これが二一世紀の典型的な戦争ではないだろうか？⁽²³⁾

以上のように、ゲラシモフ参謀総長は、これからの戦争は「非軍事的手段」が主となりつつあるとのテーゼを掲げた。ゲラシモフによれば、非公然の情報敵対活動および特殊作戦部隊の活動を含む国家の正規軍は、政治・経済・情報・人道・その他にまで及ぶ「非軍事的手段」を補完する目的で使用される。また公然と軍事力を使用する場合には、平和維持活動および危機管理という形態を装う場合があり、従来の戦闘では、単一のネットワーク化されたハイテク・高機動戦力を駆使する。こうした「ハイブリッド性」を駆使して任務を遂行することで、敵国内部には「継続的に機能する戦線」が出現する、とゲラシモフは説いた。⁽²⁴⁾

さらにゲラシモフは、これからのロシア軍は「熾烈な武力衝突」を戦い抜くのみならず、潜在的な「外国勢力の介入」を遮断する能力を持つ必要があると説いた。後者はアクセス拒否・領域拒否 (Anti-Access/Area-Denial: A2/AD) 能力として知られる。さらに、ゲラシモフは、「有事」と「平時」の境が曖昧になりつつある国際安全保障の新しい環境に対応できる

るような即応性 (readiness) 能力を備えるべきとも説いた。まさに、「ゲラシモフ・ドクトリン」の世界にあつては、戦争は宣戦⁽²⁵⁾ 布告なしに行われるものとなった。

民族・宗教が多様で、経済社会的に脆弱で、国家安全保障の基軸が曖昧で、政治的に不安定であるウクライナは、「ゲラシモフ・ドクトリン」を遂行しやすい環境にあつた。同ドクトリンに則り、ロシアは政治的目標 (クリミア半島併合) を N A T O からの軍事的反撃を受けることなく果たした⁽²⁶⁾。ウラディミール・プーチン (Vladimir Putin) ロシア大統領の次の言葉は国際安全保障の新領域としての「ハイブリッド戦争」の本質を的確に示しているよう。「歴史を振り返ったときに、一発の弾丸が発射されることもなく、一人の犠牲者も出さずに行われた〔他国への軍事〕介入の唯一の事例を、私は思い出すことができない⁽²⁷⁾」。

四 「ハイブリッド戦争」の実践

(一) ウクライナ政変前史

およそ四半世紀前の冷戦終結過程にあつて、ウクライナは主権宣言 (一九九〇年七月一六日最高会議採択) で「将来、軍事プロックに属さない中立国となり、核兵器を使用、生産、保有しないという非核三原則を堅持する国家」となることを明らかにした。一九九一年一二月にソ連が解体し、ウクライナがソ連から独立を果たして以降、ウクライナは中立を国家安全保障の基軸とした。そのため、ウクライナは旧ソ連の共和国から構成される独立国家共同体 (Commonwealth of Independent States : CIS) 集団安全保障条約には加盟しておらず、N A T O 加盟方針も既定方針とはしなかった。

ウクライナはソ連の連邦構成共和国の地位から脱却すると同時に、大量のソ連製核戦力を継承することになった。その内訳は、五〇〇〇発に上る核地雷を中心とする戦術核に加え、戦略核の核弾頭一七〇〇〇〜一九〇〇〇発、運搬手段については、多弾頭化 (六弾頭搭載可能) 大陸間弾道ミサイル (Intercontinental Ballistic Missile : ICBM) SS-19・一三〇基、多弾頭化 (十弾頭搭載可能)

ICBM・SS24・四六基、ペアーH型およびブラックジャック戦略爆撃機・四四機、これら航空戦力に搭載可能な数百発の巡航ミサイルKh-55であり、⁽²⁸⁾ 期せずしてウクライナはイギリス、フランス、中国を凌ぐ「世界第三の核保有国」となった。一方で、冷戦終結後の核拡散を懸念していたアメリカ、イギリス、ロシアは、ウクライナに非核保有国の地位で核不拡散条約 (Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons : NPT) 加入を迫った。他方、冷戦終結により軍事的緊張が解消しつつあるとはいえ、ロシアと国境を接するウクライナにとって、核を放棄する代わりに、国際社会から自国の領土一体性を保障してもらうことが課題であった。双方の要求を満たす方式が一九九四年のブダペスト覚書であり、ウクライナは核を放棄する代わりに、アメリカ、イギリス、ロシアはウクライナの領土一体性を保障し (第一項目)、ウクライナへの武力行使および武力による威嚇を控えることとした (第二項目)。非核保有国ウクライナに対して、万が一、核を使用した武力行使および武力による威嚇が発生した場合、アメリカ、イギリス、ロシアはウクライナへの援助を提供するよう、国連安保理に働きかけることも約束された (第四項目)。⁽²⁹⁾ ブダペスト覚書によるウクライナの核放棄は、「非核三原則」を持ち込んだ一九九〇年の主権宣言の精神に沿うものであった。ブダペスト覚書により、ウクライナが「フィンランド化 (Finlandization)」していくとヘンリー・キッシンジャー (Henry Kissinger) やズビグニュー・ブレジンスキー (Zbigniew Brzezinski) は観測した。⁽³⁰⁾

安全保障上は核武装を放棄し、中立を堅持するものの、エネルギー資源に乏しいウクライナは経済面ではロシアに依存していた。ウクライナは石油・天然ガスの七〇%以上をロシアから輸入しており、特に天然ガスについては、二〇一〇年にはロシアから約三六五億立米を輸入していた。ウクライナはロシアの対欧州ガス供給の経由地であることから、約九四六億立米の対欧州トランジット輸送を行っている。オレンジ革命後、二〇〇五年一月に新大統領に就任したヴィクトル・ユシチェンコ (Viktor Juschenko) はウクライナ・EU間の経済協力を推進した。同じ頃、EUはヨーロッパ近隣諸国政策 (European Neighborhood Policy : ENP) を開始し、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ジョージア、モルドヴァといった旧ソ連諸国と同様に、ウクライナもEUの東方パートナーシップ (Eastern Partnership : Eap) 諸国の一員となった。ヨーロッパ近隣諸国政策 (ENP) それ自体は、

EU諸国に将来的なEU加盟を提供するものではなかったが、これらの旧ソ連諸国とEUの間の協力関係がより緊密になることが期待された。⁽³¹⁾二〇〇七年、従前のENPウクライナ行動計画 (ENP Ukraine Action Plan) によってかわって始まったEU・ウクライナ間の包括的自由貿易協定 (Deep and Comprehensive Free Trade Agreement: DCFTA) を主眼とする連合協定 (Association Agenda: AA) 交渉は、将来的なウクライナ・EU間の経済協力の象徴でもあった。⁽³²⁾

このように、ウクライナ・EU間協力を推し進めるユシチェンコが新大統領に就任すると、ロシアとの間でガス紛争が発生し、対口関係が著しく悪化した。二〇一〇年二月に就任したヴィクトル・ヤヌコヴィッチ (Viktor Yanukovich) は前政権時代に悪化した対口関係の改善を図った。同年四月、ヤヌコヴィッチ大統領はロシアとの間でガス問題およびロシア黒海艦隊問題に関するパッケージ合意文書に署名し、二〇一九年までのガス価格割引の代償として、ロシア黒海艦隊のウクライナ駐留期限を二〇四二年まで延長することに合意した。⁽³³⁾

ここで、クリミア半島問題とも関連するロシア黒海艦隊問題について確認しておこう。まず、クリミア半島問題である。クリミア半島のセヴァストポリはクリミア戦争 (一八五三―一八五六年) の舞台となったことから、ロシア人にとって、外国勢力と戦った一種のシンボルのような存在であった。「セヴァストポリの神話」は大祖国戦争 (一九四一―一九四五年) のナチス・ドイツとの戦いの際に復活した。⁽³⁴⁾

法律上は、一九一七年のロシア革命まで、クリミアはロシア帝国の領土だった。ソ連が成立してからは、クリミア半島はソ連を構成するロシア・ソヴィエト連邦社会主義共和国に編入されたが、一九五四年二月一九日、ニキータ・フルシチョフ (Nikita Khrushchev) ソ連共産党書記長はクリミア州をウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国へ移管することを決定した。一九九一年、ソ連から独立し、クリミア半島を引き継いだウクライナはクリミアに自治共和国の地位を与えた。だが、地元住民の多数がロシア系住民であったことから、クリミアにはウクライナからの独立の機運が根強かった。⁽³⁵⁾

民族的多様性を持つクリミアには、ウクライナ独立後もロシア系住民が信奉する「セヴァストポリの神話」を体現する形で、

ロシア黒海艦隊問題が存在していた。一九九七年、ロシアとウクライナは、ロシア黒海艦隊の地位及び駐留条件に関する協定を締結し、二〇一七年までのロシア黒海艦隊のウクライナ駐留を原則的に認め⁽³⁶⁾た。ヤスコヴィッチ大統領がロシアとの間で駐留期限を二〇四二年までに引き延ばすことに合意したことは、既述の通りである。クリミア半島のロシア系住民は、ヤスコヴィッチ政権を転覆したユーロマイダン運動を、「ウクライナの過激民族主義」「ナチズム」と形容するロシアのプロバガンダに敏感になるのであ⁽³⁷⁾た。

(二) クリミア併合までの経過、二〇一三年秋―二〇一四年三月

二〇一三年秋、ヤスコヴィッチ政権はEUとの深化したDCFTAを主眼とする連合協定(AA)に関する作業の一時中止を発表した。これに反対するEU派市民は抗議運動(ユーロマイダン)を開始した。一月にはユーロマイダン運動は激しさを増し、初の犠牲者が出た。二〇一四年二月、ヤスコヴィッチ政権が集会の自由を制限する法律を採択すると、反政府勢力の過激化とともに、二月―八日の二日間には一〇〇名を超える犠牲者を出す銃撃戦が発生した。事態を収拾できないまま、二月二二日、ヤスコヴィッチはロシアへ逃亡⁽³⁸⁾した。

二〇一三年秋のウクライナ政変の最中、あるいはそれ以前から、ロシアは「ハイブリッド戦争」を実践していた。ガス供給問題を梃子にしたロシアの経済的圧力により、ヤスコヴィッチ政権がEUとの関係強化を一時中止する決定をしたと言われている。この決定が下された二〇一三年一月、ウクライナの政府、メディア、TVチャンネルは身元不明のDDoS (Distributed Denial of Service) 攻撃やサイト書き換え (defacement) 攻撃を受けた。これにより、ウクライナ政府ウェブサイトは七十二時間の間ダウンする事態が発生⁽³⁹⁾した。ヤスコヴィッチ政権が転覆された二〇一四年二月二六日、ウクライナ国境付近に一五万名規模のロシア軍が「訓練」のため展開し、ウクライナ情勢の如何によっては、ロシアがいつでも軍事介入できる態勢を確保⁽⁴⁰⁾していた。

二月二七日、クリミア半島に突如出現した謎の親露派武装集団(リトル・グリーン・メン)はクリミア議会と政府本部を占拠し、

建物にロシア国旗を掲げた。翌二八日、リトル・グリーン・メンはシンフェローポリ空港を占拠した。クリミア半島の重要インフラを制圧した後、彼らは、ウクライナ本土と半島を結ぶ Armyansk と Chongar の二箇所にてチェックポイントを築き、本土と半島をつなぐ通信ネットワークを切断した。サイバー攻撃と重要インフラの物理的制圧により、ウクライナ政府中枢の意思決定過程に混乱が生じ、交戦命令を受けていないウクライナ軍も親露派武装勢力と交戦することはなかった。⁽⁴¹⁾

三月一日、プーチン大統領はクリミア半島のロシア系住民の保護を名目に、ウクライナ領内にロシア軍を展開させることへの承認をロシア上院に求め、これが承認された。二日には大量のロシアの正規軍がクリミアに派遣された。ロシア陸軍部隊は北コーカサス軍管区から空輸され、ロシアの軍用車両はアゾフ海のケルチ海峡を通って輸送された。輸送の際には、ロシア空軍の Mi-8、Mi-26 型ヘリ、Il-76、An-72 輸送機が使用された。セヴァストポリ港のロシア黒海艦隊は、地の利を生かし、ウクライナ軍艦艇が作戦地域に展開するのを阻止する役割を果たした。⁽⁴²⁾ ロシア艦隊はクリミア半島周辺で A2/AD 能力を発揮したのである。

ロシアの正規軍（ロシア陸・海・空軍）と非正規軍（リトル・グリーン・メン）がクリミアに展開している最中にも、ウクライナと近隣諸国に対するロシアのサイバー攻撃が相次いだ。特筆すべきは、ロシアがウクライナ・NATO 間、NATO 加盟国間の共同歩調を阻害するような「歴史戦」を仕掛けた点である。例えば、戦間期、ポーランド東部のウクライナ系住民はポーランド人の支配を差別的で抑圧的と捉えていた。この反ポーランド感情は、第二次世界大戦中、ウクライナ民族主義者組織（Organization of Ukrainian Nationalists : OUN）のヴォルィーニと東ガリシア大虐殺につながり、一〇万人にのぼるポーランド人が殺害された。二〇一四年のウクライナ政変の最中、ロシアは、ヤスコヴィツチ政権を転覆させたユーロマイダン運動を OUN の指導者ステパン・バンデラ（Stepan Bandera）の再来、「過激民族主義」、「ナチズム」と形容し、非難を繰り返した。これに加えて、大戦中にナチス・ドイツに協力したリトアニアはホロコーストの一環で多数のポーランド人を殺害した過去を持つが、ロシア側ハッカー集団は、こうした歴史を引き合いに、ロシア系住民、ポーランド系住民の独立のために、リトアニアにもリトル・グリーン・メンを歓迎する趣旨のフェイスブック・グループを立ち上げた。⁽⁴³⁾ サイバー空間において、ナチス・ドイツからウクライナ、ポーランド、

リトアニアを解放したのは、大祖国戦争に勝利したロシアであり、ナチズムにも似た過激民族主義者勢力による政変で混乱したクリミア（あるいはウクライナ）に秩序をもたらすのもロシアであるとす言説を流布する「歴史戦」をロシアは展開したのであった。

三月六日、ロシアの実効支配が強まる中、クリミア自治共和国議会はロシアへの編入を求める決議を採択し、ロシアへの編入の是非を問う住民投票を一六日に実施することを決定した。⁽⁴⁴⁾一六日に行われた住民投票では編入支持が九六・六％と圧倒的多数だった結果を受けて、翌一七日、クリミア自治共和国議会はウクライナからの独立を宣言し、ロシアへの編入を承認した。⁽⁴⁵⁾三月一八日、ロシア、クリミア、セヴァストポリの三者が調印した条約に基づき、クリミア半島はロシアに併合された。この日の演説で、プーチンは「セヴァストポリの神話」を引き合いに出し、クリミア併合の正当性を訴えた。

クリミア半島をロシア帝国に引き留めた勇敢なるロシア人兵士たちの眠る墓は、クリミア、そして輝かしい歴史を持つ伝説の都市、ロシア黒海艦隊が誕生した要塞セヴァストポリにある。BalaklavaとKerch、Malakhov、Kurgan、そしてSpun Ridge。これらの場所一つ一つは我々の心には愛おしく、ロシア軍の栄光と輝かしい勇気のシンボルである。⁽⁴⁶⁾

かくして、「ハイブリッド戦争」により、ウクライナ、アメリカ、NATOからの効果的反撃を受けることもなく、ロシアはその政治的目標（クリミア併合）を達成したのだった。その後のウクライナ情勢は、各地で分離・独立の動きが続き、ロシアの本格的な軍事介入も相まって、二〇一八年現在でもウクライナ危機の解決には至っていない。

五 「ハイブリッド戦争」の暫定的対抗策——バルト三国の場合

二〇一四年のロシアのクリミア併合以降、「ハイブリッド戦争」についての関心がNATO加盟国、とりわけウクライナと歴史的・地理的に似た背景を持つバルト三国の間で急速に高まっている。本節では、「第二のウクライナ」になるまいと、ロシアの「ハイブリッド戦争」に対抗すべくあらゆるレベルで「レジリエンス抑止」能力の向上に努めるバルト三国の動向を紹介したい。

冷戦期、ウクライナと同様、バルト三国はソ連の連邦構成共和国の地位にあった。冷戦終結後の二〇〇四年、バルト三国はEUとNATOの加盟国となるが、依然、国内には多くのロシア系住民が存在している。ポーランドと歴史・文化的に関わりの深いリトアニアを除けば、エストニアとラトビアの主要都市には、ソ連時代の名残から、ロシア系住民が多数居住している。例えば、エストニア国内のロシア系住民の八七%がハリユ (Harju) 県 (首都タリンを擁する) とイダー・ヴィル (Ida-Viru) 県に、ラトビア国内のロシア系住民の七〇%がリガ (Rīga) とラトガレ (Rāgale) 地方にそれぞれ居住している。ロシア政府は、バルト三国内のロシア系住民に政治的影響力を強める同胞政策 (compatriot policy) を推進している。⁴⁷⁾ バルト三国の政府高官は、ウクライナと同様、多くのロシア系住民を国内に抱えるバルト三国が「第二のウクライナ」としてロシアの「ハイブリッド戦争」の対象地域になることを懸念している。実際に、バルト三国はしばしばロシアからのサイバー攻撃の対象となっており、二〇一六年以降、ロシアは「ハイブリッド戦争」の一環で、ラトビアに情報戦を仕掛けているとエドガルス・リンケービッチ (Edgars Rinkēvičs) ラトビア外務大臣は語る。こうした歴史・社会的背景と相次ぐロシアのサイバー攻撃のみならず、エストニアとラトビアはロシアと直接国境を接し、リトアニアはロシアの友好国ベラルーシとロシア領カリーニングラードに挟まれているという地理的条件も相まって、二〇一四年にクリミア半島で実践された「ハイブリッド戦争」は、バルト三国にとつての現実の脅威と次第に認識され始めている。

いかなる軍事ブロックにも属さない中立国であるが故、ロシアの「ハイブリッド戦争」を抑止できなかったという教訓に基づき、バルト三国はNATO加盟国の地位にあるというアドバンテージを利用し、ハードパワー、ソフトパワー双方を強化していく「レジリエンス抑止」能力の向上に乗り出している。エストニアはタリンに「サイバー戦争」に関するNATOの研究拠点(Cooperative Cyber Defense Centre of Excellence : CCDCOE)、ラトビアは首都リガに戦略的コミュニケーションに関するNATOの研究拠点(Strategic Communications Centre of Excellence : StratCom)をそれぞれ設立し、「サイバー戦争」や虚偽情報の拡散に迅速かつ効果的に対処する戦略的コミュニケーション機能の拡充についてのNATOの研究体制を支えている。ウクライナと同様、バルト三国も、石油、天然ガス、石炭、電力のエネルギー供給面でロシアへの依存度は決して低くないため、ロシアの経済的圧力に対しては依然として脆弱である。こうした状況を克服する方策が、EUが推進しているヨーロッパ・パワーステート構想(Synchronous Grid of Continental Europe)への参加であり、二〇一八年六月のEU首脳会議に際し、バルト三国首脳は欧州委員会との間で、「ヨーロッパ・パワーステート構想に二〇二五年までに参加する協定に調印した。バルト三国がヨーロッパ・パワーステート構想に参加する狙いは、「エネルギー面での真の独立を果たすこと」にあり、「我々の政治家を買収し、政治に干渉すべく、ロシアが」利用するゆすりの道具はもはや存在しない」とダリア・グリバウスカйте(Dalia Grybauskaitė)リトアニア大統領は強く訴えている。⁴⁹⁾

バルト三国は対ロ軍事態勢の強化にも乗り出している。リトアニアは、平時における何らかの武力攻撃事態があれば、武力行使を容認するよう国内法を整備し、ラトビアもまた、特定の部隊の現場指揮官に、何らかの武力攻撃事態に対する反撃の権利・義務を付与するよう国内法を修正した。ロシアの軍事的脅威を感じるバルト三国は軍事費を大幅に増額させ、バルト平和維持大隊(BALTBAT)、バルト海軍航空隊(BALTRON)、バルト対空監視網(BALTNET)、バルト国防大学などを通じた既存の三カ国の安全保障協力体制を強化する傍ら、NATOの対ロ軍事態勢の強化にも乗り出している。二〇一四年九月の首脳会議(イギリス・ウェールズ)でNATOはロシアのウクライナ攻撃を強く非難し、NATO即応部隊(NATO Response Forces : NRF)の強化

や共同軍事演習の継続を挙げ、NATO東部方面での集団防衛態勢の強化方針を決定した。二〇一六年七月のNATO首脳会議（ポーランド・ワルシャワ）では、ポーランドとバルト三国の四カ国に多国籍部隊四個大隊（計四〇〇〇名）を展開させ、アメリカ、イギリス、カナダ、ドイツがそれぞれリード国となることが決定した。アメリカ、イギリス、カナダ、ドイツ空軍などNATO加盟国の空軍も持ち回りで領空警備活動（Baltic Air Policing）に参加するなど、バルト海周辺において、NATOも対口軍事態勢の強化に乗り出している。これらの取り組みは、ロシアの「ハイブリッド戦争」に参加するため不穏な行動をみせる非国家主体の早期警戒・発見に寄与し、万が一、NATO加盟国の領域内で「ハイブリッド戦争」が遂行された場合、即応部隊が現場に駆け付け、紛争拡大を未然に防ぐことが期待されるものである。とはいえ、バルト海周辺においては、ロシアはすでにA2/AD能力を保有しており⁽⁵⁾、バルト三国が何らかのロシアの「ハイブリッド戦争」に迅速かつ効果的に対応できるかどうかは、NATOにとって今後の重大な課題となっている。

おわりに

本稿では、ロシアのクリミア併合（二〇一四年）以降、欧米において急速に関心が高まりつつある「ハイブリッド戦争」を総論的に考察した。「おわりに」では、「ハイブリッド戦争」の定義を確認した上で、「ハイブリッド戦争」が国家間戦争や非対称／非正規戦争と根本的に性質が異なることを強調する。最後に、「ハイブリッド戦争」に対応するための今後の課題を提示する。

欧州委員会とランド研究所の定義に倣えば、「ハイブリッド戦争」は、「宣戦布告がなされる戦争の敷居よりも低い状態で、特定の目標を達成するために、国家または非国家主体が調整のとれた状態で、通常戦力あるいは核戦力に支援された上で行う強制・破壊・秘密・拒絶活動」と捉えられる。確かに、国家間戦争には「ハイブリッド性」が備わっているし、国家と武装集団／テロリスト集団との非対称／非正規戦争にも「ハイブリッド性」が看取できる。しかし、大規模な通常戦力と核戦力を持つロシアのような

軍事大国が非国家主体とともに「ハイブリッド戦争」を遂行し、他国の領土・主体性や政治的独立を侵害することは、武装ゲリラ掃討作戦や「テロとの戦い」とは根本的に性質が異なる。なぜならば、「ハイブリッド戦争」を遂行する強力な国家主体は、非国家主体を支援すべく、通常・核戦力を動員し、抑止効果を持つことから、攻撃対象国やその同盟国・友好国からは効果的な対応をとることが困難だからである。

「ハイブリッド戦争」は時間をかけて洗練されつつある途上にあることも留意しなくてはならない。⁽⁵¹⁾二〇〇七年、エストニアはロシアから大規模なサイバー攻撃を受けた。発端は、エストニア政府がタリンにあるナチス・ドイツから街を解放したソ連軍兵士の記念碑撤去を決定したことだった。政府決定に反対するロシア系住民のデモ活動と並行して、ロシアから組織的・大規模なサイバー攻撃がエストニアに仕掛けられ、エストニア政府、主要銀行、政党関係のウェブサイトがDDoS攻撃やサイト書き換えの被害にあった。⁽⁵²⁾二〇〇八年のジョージア戦争では、ロシアの平和維持軍はジョージア国内のアブハジアと南オセチアの分離独立派勢力と協力し、ジョージア軍と交戦した。⁽⁵³⁾DDoS攻撃やサイト書き換えなどのサイバー攻撃はクリミア併合の際も大規模に行われ、分離独立派勢力を支援するロシアという構図は、クリミア併合後、ウクライナ東部のドネツクを中心とする分離独立派勢力を支援するロシアがウクライナと敵対するという構図とも合致する。さらに、二〇一七年九月、バルト海、ベラルーシ、ポーランド・リトアニア間のロシア領カリニングラード、ロシア西部でロシア・ベラルーシ両軍の大規模軍事演習(Nagad 2017)が行われた。参加した兵員は一万三〇〇〇名とも一〇万名とも言われ、NATOはロシアの軍事演習が「トロイの木馬」として、ロシア系住民の多いポーランドやバルト三国の領域内に侵攻するのではないかと危惧していた。⁽⁵⁴⁾現在でもバルト三国は、ナチス・ドイツから街を解放したソ連を称え、ソ連統治時代についての肯定的評価や現在のバルト三国政府を「ファシスト」と形容するロシアからの情報戦を幾度となく受けている。⁽⁵⁵⁾欧米の視点に立てば、「ハイブリッド戦争」は現在、時間をかけて洗練されつつある途上にあるのであり、このことが「ハイブリッド戦争」に対する関心を高めている所以である。

以上が「ハイブリッド戦争」の総論的考察である。本稿の考察から、「サイバー戦争」が、いまや「ハイブリッド戦争」の構成

要素の一部となりつつあることが分かる。今後、「サイバー戦争」は、「ハイブリッド戦争」という大きな絵の中で定位され、研究されることが求められよう。また、あらゆるレベルでロシアの「ハイブリッド戦争」への対抗策を講じるバルト三国の動向は、「グレートゾーン事態」を自国の安全保障政策の中で捉え始めた日本としても無視することはできない。二〇一八年の日本外交は「外交のフロンティアを広げる」べく、安倍晋三首相のバルト三国訪問で始まり、日本もバルト三国とサイバー分野で協力することを取り付けた。⁽⁵⁶⁾同年七月一日には、日本政府はブリュッセルのNATO本部に日本政府代表部を開設した。⁽⁵⁷⁾日本はサイバー分野のみならず、広く「ハイブリッド戦争」についての理解を、バルト三国を含めたNATO関係国との協力の下、深めるべきではないだろうか。

付記

本稿を執筆するにあたり、以下の既発表の小論を加筆・修正した。

- (一) 志田淳二郎「ウクライナ情勢をめぐるNATOの対露軍事態勢」『国際情勢を読む』（外交政策センターWeb Site）、二〇一七年二月一〇日
- (二) 「ウクライナ危機とバルチック・インセキュリティ」『国際情勢を読む』（外交政策センターWeb Site）、二〇一八年二月一八日
- (三) 「フィンランドにおけるハイブリッド脅威対策センター設立の背景と意義」『国際情勢を読む』（外交政策センターWeb Site）、二〇一八年三月一八日
- (四) Junjuro Shida, *Dealing with the Hybrid War*（中央ヨーロッパ大学政治学部（Central European University, Department of Political Science）提出、二〇一八年度修士学位請求論文）

- (1) Anthony Dworkin, *Consequences of Ukraine: The Threat to the International System*, May 20, 2014 <www.ecfr.eu/article/commentary_consequences_of_ukraine_the_threat_to_international_system258>; Dimitar Bechev & Piotr Buras, *Consequences of Ukraine: Europe's Fragile Cohesion*, May 20, 2014 <http://www.ecfr.eu/article/commentary_global_consequences_of_ukraine_europes_fragile_cohesion260>
- (2) Ministry of National Defense, *The Defense Concept of the Republic of Poland*, May 2017, <http://www.mon.gov.pl/d/pilki/dokumenty/rozne/2017/06/korp_web_13_06_2017.pdf>
- (3) Philippe Bou Nader, "The Baltic States Should Adopt the Self-defense Pinpricks Doctrine: The "Accumulation of Events" Threshold as a Deterrent to Russian Hybrid Warfare", *Journal on Baltic Security*, Vol. 3, No. 1, 2017, pp. 11-24.
- (4) European Union External Action, EU and NATO Inaugurate European Centre of Excellence for Countering Hybrid Threats, October 2, 2017 <https://eas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage/33119/eu-and-nato-inaugurate-european-centre-excellence-countering-hybrid-threats_en>
- (5) 外務省「外務省のサイバー分野における取組」二〇一八年一月一八日 <www.mofa.go.jp/mofaj/annai/page5_000250.html>
- (6) 「グレーゾーン事態」とは、純然たる平時でも有事でもない幅広い状況を指し、例えば、以下の状況がありうる。①国家間において、領土・主権・海洋を含む経済権益などについて主張の対立があり、②そのような対立に関して、少なくとも一方の当事者が自国の主張・要求を訴え、または他方の当事者に受け入れさせることを、当事者間の外交交渉などに拠らずして、③少なくとも一方の当事者がそのような主張・要求の訴えや受け入れ強要を企図して、武力攻撃に当たらない範囲で、実力組織などを用いて、頻繁にプレッシャーを示したり、何らかの現状の変更を試みたり、現状そのものを変更したりする行為を行う。防衛省「平成二九年版防衛白書」 <www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2017.html#1110000.html>
- (7) 例えば、邦語で読めるものとして、以下を参照。廣瀬陽子「ロシアのハイブリッド戦争に関する一考察」『国際情勢』第八五号（二〇一五年三月）、九五—一〇〇頁。・小泉悠「ウクライナ危機にみるロシアの介入戦略ハイブリッド戦略とは何か」『国際問題』六五八号（二〇一七年一・二月号）、三八—四九頁。
- (8) M.S. Erol & S. Oğuz, "Hybrid Warfare Studies and Russia's Example in Crimea", *Akademik Bakis*, Vol. 9, No. 17, 2015, pp. 261-277.; Bertina Renz "Russia and 'Hybrid Warfare' ", *Contemporary Politics*, Vol. 22, No. 3, 2016, pp. 283-300.; Bertina Renz & Hanna Smith, "Russia and Hybrid Warfare: Going beyond the Label", *Papers Aleksanteri*, 2016, pp. 1-65.

- (9) Nicholas Barber, "A Warning from the Crimea: Hybrid Warfare and the Challenge for the ADF", *Australian Defense Force Journal*, Vol. 198, 2015, pp. 11-22.; Andre Radin, Hybrid Warfare in the Baltics: Threats and Potential Responses (Rand Corporation, 2017) <https://www.rand.org/pubs/research_reports/RRI577.html>; David Takacs, "Ukraine's Deterrence Failure: Lessons for the Baltic States" *Journal on Baltic Security*, Vol. 3, No. 1, 2017, pp. 1-10.
- (10) Veronika Bilková, "The Use of Force by the Russian Federation in Crimea", *Zeitschrift für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht*, Vol. 75, 2015, pp. 27-50.
- (11) Nader, op. cit.
- (12) Takacs, op. cit, p. 3.
- (13) Sun Tzu, *The Art of War* translated by Thomas Cleary (Boston: Shambhala, 1988).
- (14) Carl von Clausewitz, *On War* translated by Peter Paret (Princeton: Princeton University Press, 1989).
- (15) Vladimir I. Batyuk, "The US Concept and Practice of Hybrid Warfare", *Strategic Analysis*, Vol. 41, No. 5, 2017, p. 465.
- (16) Frank G. Hoffman, Conflict in the 21st Century: The Rise of Hybrid Wars, December 2017, p. 14. <www.potomac institute.org/images/stories/publications/potomac_hybridwar_0108.pdf>; Bettina Renz, "Russia and 'Hybrid Warfare'", *Contemporary Politics*, Vol. 22, No. 3, p. 285.
- (17) European Commission, Joint Communication to the European Parliament and the Council: Joint Framework on Countering Hybrid Threats, April 6, 2014 <http://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-7688-2016-INIT/en/pdf>
- (18) Radin, op. cit, p. 5.
- (19) Ibid, p. 5; Gjorgji Veljovski et al., "The Danger of "Hybrid Warfare" from a Sophisticated Adversary: The Russian "Hybridity" in the Ukrainian Conflict", *Defense & Security Analysis*, Vol. 33, No. 4, 2017, p. 293.
- (20) Mary Kaldor, "In the Defense of New Wars", *International Journal of Security and Development*, Vol. 2, No. 1, p. 2.
- (21) Damian Van Puyvelde, "Hybrid War: Does it even Exist?", May 1, 2015 <https://www.nato.int/docu/Review/2015/Also-in-2015/hybrid-modern-future-warfare-russia-ukraine/EN/index.htm>
- (22) 「色の革命」とは二〇〇〇年代初頭に旧ソ連圏の国家で発生した以下の一連の民主化革命を指す。ジョージアのバラ革命(二〇〇三年)、ウクライナのオレンジ革命(二〇〇四年)、クルグスタンのチューリップ革命(二〇〇五年)。
- (23) Radin, op. cit, p. 9.; Veljovski et al., op. cit, p. 297.; 小泉「前掲論文」四一頁。
- (24) 小泉「前掲論文」四二頁。

- (25) Erol & Oğuz, op. cit. p. 267; Andrew Monaghan, "The 'War' in Russia's 'Hybrid Warfare' ", *Parameters*, Vol. 45, No. 4, 2016, pp. 70-71.
- (26) Barber, op. cit. p. 15.
- (27) Bilková, op. cit. p. 33. () 内は筆者による補記。
- (28) John J. Mearscheimer, "The Case for a Ukrainian Nuclear Deterrent", *Foreign Affairs*, Vol. 72, No. 3, 1993, p. 52.
- (29) Memorandum on Security Assurances in Connection with Ukraine's Accession to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Budapest, December 5, 1994 <<http://www.pircenter.org/media/content/files/12/13943175580.pdf>>
- (30) Mariana Budjeryn, "The Reality and Myth of Ukrainian Neutrality", *World Affairs Journal*, 2015 <<http://www.worldaffairsjournal.org/article/myth-ukrainian-neutrality>>
- (31) Nelli Babayan, "The Return of the Empire? Russia's Counteraction to Transatlantic Democracy Promotion in Its Near Abroad", *Democratization*, Vol. 22, No. 3, (March 2015), pp. 438-439.; Martin Nilsson & Daniel Slander, "Democracy and Security in the EU's Eastern Neighborhood? Assessing the ENP in Georgia, Moldova and Ukraine", *Democracy and Security*, Vol. 12, No. 1, (February 2016), pp. 44-45.
- (32) Nicholas Ross Smith, "The EU and Russia's Conflicting Regime Preference in Ukraine: Assessing Regime Promotion Strategies in the Scope of the Ukraine Crisis", *European Security*, Vol. 24, No. 4, (April 2015), pp. 530-531.
- (33) 在ウクライナ日本国大使館「ウクライナ概観 (二〇一一年一〇月現在)」 <www.iaemb-japan.go.jp/jpn/info_ua/overview/odence.html>
- (34) Austin Charron, "Whose Is Crimea? Contested Sovereignty and Regional Identity", *Regional Studies of Russia, Eastern Europe, and Central Asia*, Vol. 5, No. 2, 2016, pp. 231-252.
- (35) Emmanuel Karagiannis, "The Russian Interventions in South Ossetia and Crimea Compared: Military Performance, Legitimacy and Goals", *Contemporary Security Policy*, Vol. 35, No. 3, 2014, p. 407.
- (36) Bilková, op. cit. pp. 31-32.
- (37) Charron, op. cit. p. 228.
- (38) 湯浅剛「グローバル政治の焦点としてのウクライナ紛争—国家性・地域機構・地政学」『広島平和研究』第三号(二〇一六年三月)、七六頁。
- (39) ウクライナにサイバー攻撃を仕掛けたのは「親露派集団 CyberBerkut」APT28などであると目されている。CyberBerkut はウクライナ東部を拠点とする分離独立派集団であり、構成員は親露派ウクライナ人あるいはロシア人とみられている。APT28 は二〇〇八年のショーシマ戦争の際に活動を開始しており、ロシア連邦軍参謀本部情報総局 (GRU) とのつながりを持っていると指摘されている。詳細は以下を参照。

- Marie Baezner & Patrice Robin, *Cyber and Information Warfare in the Ukrainian Conflict*, June 2017, <www.css.ethz.ch/content/dam/ethz/special-interest/ghss/cis/center-for-security-studies/pdfs/Cyber-Reports-2017-01.pdf>
- (40) Barber, op. cit. p. 13.
- (41) Baezner & Robin, op. cit. p. 6; Karagiannis, op. cit. p. 408.
- (42) Karagiannis, op. cit. p. 409.
- (43) Alexander Lanoszka, "Russian Hybrid Warfare and Extended Deterrence in Eastern Europe", *International Affairs*, Vol. 92, No. 1, 2016, pp. 183-184.
- (44) 「ウクライナ情勢一段と緊迫」クリミアがロシア編入決議』『ロイター通信』(二〇一四年三月七日) <<https://jp.reuters.com/article/idJP13N0M402U20140307>>
- (45) 「クリミアがウクライナから独立宣言」ロシア編入九割賛成』『AFPBB News』(二〇一四年三月一七日) <www.afpb.com/articles/3010479>
- (46) President of Russia Official Web Site, Address by President of the Russian Federation, March 18, 2014 <<http://enspecial.kremlin.ru/events/president/news/20603>>
- (47) Radin, op. cit. pp. 16-19.
- (48) Martin Murphy, Frank G. Hoffman, & Gary Schaub, Jr. *Hybrid Maritime Warfare and the Baltic Sea Region*, November 2016, pp. 14-15, <https://oms.polska.dk/publicationer/hybrid-maritim-krigsfoerelse/Hybrid_Maritime_Warfare_and_the_Baltic_Sea_Region.pdf>
- (49) Reuters, *Baltic States to Decouple Power Grids from Russia*, Link to EU by 2025, June 28, 2018, <<https://www.reuters.com/article/us-baltics-energy-eu-russia/baltic-states-to-decouple-power-grids-from-russia-link-to-eu-by-2025-idUSKBN1J015Q>>
- (50) 代表的な戦力は「カリニン号」に配備されている「イヌスカムール」/「サール」ミサイルシステムである。詳細は以下を参照。Murphy, Hoffman, & Schaub, Jr. op. cit. pp. 8-9.
- (51) 欧州議会 (European Parliament) 関係者とのインタビュー、於「タムスト」二〇一八年二月二三日。
- (52) 詳細は「以下を参照」。Stephen Herzog, "Revisiting the Estonian Cyber Attacks: Digital Threats and Multinational Responses", *Journal of Strategic Security*, Vol. 4, No. 2, (Summer 2011), pp. 49-60.
- (53) Karagiannis, op. cit. pp. 404-405.
- ジョージア国内に当時展開していたロシアの平和維持軍については、若干の言及が必要である。ジョージアはアブハジアと南オセチアという二つの地域において分離独立問題を抱えており、一九九〇年代には二つの地域での武力紛争を経験した過去を持つ。一九九一年四月、ソ連から独立したジョージアは、ジョージア民主主義共和国憲法(一九二二年制定)復活を宣言した。この動きにアブハジア地域の人口約一七%

を占めるアブハズ人は自治権が侵害されているとの理由から反発し、一九九二年七月、アブハジア地域はジョージアからの独立を宣言した。これに反対するジョージア政府はアブハジア地域に軍を派遣し、アブハジアを支援する形でロシアが介入したアブハジア紛争は、一万〜二万名の死者を出し、実質的にアブハジアの勝利で停戦に至った。同様の問題は南オセチアでも発生していた。南オセチアに住むオセチ人は、分断された同胞の国であるロシア連邦内の北オセチア共和国との統合を歴史的に求めてきた。一九九〇年九月、南オセチアの公用語をジョージア語と定める言語法（一九八八年制定）への反発から南オセチアは、ジョージアからロシアへの帰属変更を宣言し、一九九二年にはジョージアからの独立を宣言する。この過程でジョージアと南オセチアは紛争に突入り、ロシアの支援を受けた南オセチアが勝利する形で、一九九二年六月に停戦を迎えた。少なくとも一〇〇〇名が死亡し、多くの国内避難民が発生した。

アブハジア紛争については、一九九四年五月一日、ロシアの仲介によって紛争当事者間で「停戦および兵力引き離しに関する協定」が締結され、独立国家共同体平和維持軍 Commonwealth of Independent State Peace Keeping Forces: CISPK の派遣が決定した。同協定締結を受け、同年七月、国連安全保障理事会は決議九三七を採択し、国際連合ジョージア監視団 (United Nations Observer Mission in Georgia: UNOMIG) の派遣が決定され、停戦監視を目的とする CISPK と UNOMIG が「並行展開」するようになった。ロシア・ジョージア戦争の前年の段階で、UNOMIG 参加要員は、軍事顧問一三〇名、警察官一七名、文民スタッフ二七八名、国連ボランティア一名の計四二六名であったのに対し、CISPK には、ロシア軍のシャバン (Sergey Chaban) 少将の下で一六〇〇名 (ロシア軍約一〇〇〇名) の兵員が参加していた。南オセチア紛争については、一九九二年六月二日、ロシアとジョージアの間で「ジョージア・オセチア紛争解決に関する原則的合意 (ソチ合意)」が締結され、停戦監視と国内避難民の帰還に取り組みするための合同調整委員会 (Joint Control Commission: JCC) がロシア、ジョージア、南オセチア、北オセチア共和国の四者によって設置された。一九九四年二月、JCC はロシア、ジョージア、南オセチアの三者から構成される合同平和維持軍 (Joint Peace Keeping Force: JPKF) を設置し、ロシア人将校の指揮する JPKF 一個大隊が南オセチアの平和維持活動の任に当たった。二〇〇七年時点¹⁾、ロシア軍のタラフメートフ (Marat Kulakmetov) 少将の下で、兵員一五〇〇名 (ロシア軍約五〇〇名) が JPKF の活動に参加していた。

つまり、二〇〇八年を迎える頃には、ジョージアの分離独立問題に対応するための平和維持の目的で、アブハジアと南オセチアに合計一五〇〇名のロシア軍が駐留していたのである。アブハジア紛争および南オセチア紛争については以下を参照。廣瀬陽子「コーカサス・国際関係の十字路」(集英社新書、二〇〇八年)。UNOMIG と CISPK の「並行展開」の実施過程については以下に詳しい。橋本建司「グルジア / アブハジア紛争における国際連合グルジア監視団と独立国家共同体平和維持軍の『並行展開 (Co-deployment)』」『愛媛法学会雑誌』第二六巻、第三四号 (二〇〇〇年三月)、一五七―一八八頁。ジョージアでの平和維持活動に参加していたロシア軍部隊の数値については、以下を参照。 <https://peaceoperationsreview.org/wp-content/uploads/2014/10/2008_abk_georgia_mission_notes.pdf> <https://peaceoperationsreview.org/wp-content/uploads/2014/10/2008_south_oss_mission_notes.pdf>

なお、CISPKFの歴史的背景としては、一九九二年五月、 CIS 諸国（ロシア、アルメニア、カザフスタン、トルグスタン、タジキスタン、ウズベキスタン）がウズベキスタンのタシケントで調印した集団安全保障条約（A Treaty on Collective Security）により、CISPKF設置が決定された。当初の主たる設置目的は CIS 諸国内のノン連解体に伴う民族紛争への対応であった。以下に詳しく。Roy Allison, "Peace Keeping in the Soviet Successor States", *Challiot Paper*, No. 18, November 1994.

- (14) Reuters, Russia's Zapad War Games Unerve the West, September 13, 2017. <<https://www.reuters.com/article/us-russia-rato/russias-zapad-war-games-unnerve-the-west-idUSKCN1BO10G>>
- (55) Radin, op. cit, p. 18.
- (56) 外務省「安倍総理大臣の欧州訪問（平成三〇年一月二日～二七日）」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/page24_000933.html>
- (57) 外務省「北大西洋条約機構日本政府代表部の開設（平成三〇年六月二九日）」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_006185.html>

（本学法学部助教・本学大学院法学研究科博士課程後期課程在籍）